

特定複合観光施設区域整備法施行令に係る根拠法令等(本則関係)

「法」とあるのは、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)を示します。

条項名	条見出し等	根拠法令等	備考
第1条	国際会議場施設の基準	法第2条第1項第1号	
第2条	展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設の基準	法第2条第1項第2号	
第3条	我が国の観光の魅力の増進に資する施設	法第2条第1項第3号	
第4条	国内における観光旅行の促進に資する施設の基準	法第2条第1項第4号	
第5条	宿泊施設の基準	法第2条第1項第5号	
第6条	法第四十一条第一項第七項等の政令で定める面積	法第41条第1項第7項	
第7条第1項	免許等の欠格事由に係る罪	法第41条第2項第1号へ	
第7条第2項		法第41条第2項第2号イ(6)	
第8条第1項	認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪	法第60条第2項第1号ロ	
第8条第2項		法第60条第2項第2号ロ	
第9条	入場者から除かれる者	法第68条第1項第1号	
第10条	入場規制の例外となる場合	法第69条	
第11条	供託が必要となる基準日特定資金受入残高の最低額	法第84条第2項	
第12条	特定資金受入保証金及び特定資金受入要供託額に関する技術的読替え	法第84条第3項	対象外(※ ¹)
第13条	債権を譲り受けた者への規制に関する技術的読替え	法第90条	対象外(※ ¹)
第14条	契約を締結してはならない相手方の要件に係る罪	法第94条第2号ハ	
第15条	外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	法第106条第2項第1号	
第16条第1項	届出の対象となる取引	法第109条第1項	
第16条第2項		法第109条第1項	
第17条	カジノ事業の従業者	法第116条第2項第2号	
第18条	カジノ施設供用事業の免許等に関する技術的読替え	法第130条	対象外(※ ¹)

第 19 条	認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪	法第 131 条において準用する 法第 60 条第 2 項第 1 号口及び第 2 号口	第 8 条を準用
第 20 条	認可主要株主等に関する技術的読替え	法第 131 条	対象外(※ ¹)
第 21 条	カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約に関する技術的読替え	法第 133 条第 4 項	対象外(※ ¹)
第 22 条	特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪	法第 134 条第 2 項において準用する 法第 116 条第 2 項第 2 号	第 17 条を準用
第 23 条	特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え	法第 134 条第 2 項	対象外(※ ¹)
第 24 条	カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置に関する技術的読替え	法第 135 条第 3 項	対象外(※ ¹)
第 25 条	法第百三十六条第二項の政令で定める取引又は行為	法第 136 条第 2 項	
第 26 条	認可の欠格事由に係る罪	法第 138 条第 2 項において準用する 法第 60 条第 2 項第 1 号口及び第 2 号口	第 8 条を準用
第 27 条第 1 項	許可等の欠格事由に係る罪	法第 145 条第 2 項第 1 号ハ	
第 27 条第 2 項		法第 145 条第 2 項第 2 号イ(2)	
第 28 条	カジノ関連機器等製造業等の許可等に関する技術的読替え	法第 149 条	対象外(※ ¹)
第 29 条	承認の欠格事由に係る罪	法第 149 条において読み替えて準用する 法第 145 条第 2 項第 1 号ハ及び第 2 号イ(2)	第 27 条を準用
第 30 条	カジノ関連機器等外国製造業の認定等に関する技術的読替え	法第 150 条第 2 項	対象外(※ ¹)
第 31 条	認定等の欠格事由に係る罪	法第 150 条第 2 項において準用する 法第 145 条第 2 項第 1 号ハ及び第 2 号イ(2)	第 27 条を準用
第 32 条	特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪	法第 158 条第 3 項において準用する 法第 116 条第 2 項第 2 号	
第 33 条	特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え	法第 158 条第 3 項	対象外(※ ¹)
第 34 条	認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪	法第 164 条において準用する 法第 60 条第 2 項第 1 号口及び第 2 号口	第 8 条を準用
第 35 条	認可主要株主等に関する技術的読替え	法第 164 条	対象外(※ ¹)

第 36 条	特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪	法第 165 条第 2 項において準用する 法第 116 条第 2 項第 2 号	
第 37 条	特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え	法第 165 条第 2 項	対象外(※ ¹)
第 38 条	入場制限の例外となる場合	法第 173 条	
第 39 条	カジノ行為の制限の例外となる場合	法第 174 条第 2 項	
第 40 条	入場料納入金等の納付	法第 179 条第 1 項、第 192 条第 1 項及び 第 193 条第 1 項	対象外(※ ²)
第 41 条	法第百七十九条第一項等の政令で定める日	法第 179 条第 1 項、第 192 条第 1 項及び 第 193 条第 1 項	
第 42 条第 1 項	入場料納入金等の保管	法第 191 条	
第 42 条第 2 項		法第 195 条において準用する法第 191 条	
第 43 条	認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の払込み	法第 179 条第 2 項及び第 193 条第 3 項	
第 44 条	法第百八十三条第一項の政令で定める日	法第 183 条第 1 項	
第 45 条第 1 項	特別加算金	法第 185 条第 1 項	
第 45 条第 2 項		法第 185 条第 1 項	
第 46 条	国庫納付金及び認定都道府県等納付金の申告及び徴収に関する準用	法第 195 条において準用する法第 183 条第 1 項 及び第 185 条第 1 項	

※¹ 第 12 条、第 13 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 28 条、第 30 条、第 33 条、第 35 条及び第 37 条については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 6 号（技術的読替えを定める命令等）に該当するため、本件意見公募の対象ではありません。

※² 第 40 条から第 46 条までについては、行政手続法第 39 条第 4 項第 2 号（納付すべき金銭について定める法律の施行に関し必要な事項を定める命令等）に該当するため、本件意見公募の対象ではありません。

特定複合観光施設区域整備法施行令に係る根拠法令等(附則関係)

「犯罪収益移転防止法」とあるのは、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)を示します。

条項名	改正規定	根拠法令等	備考
附則第 1 条(施行期日)			
附則第 2 条 (銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)	第 12 条第 2 項(第 47 号) 〔人の生命又は身体を害する罪等〕	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 5 条の 2 第 3 号	
附則第 3 条 (犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正)	第 7 条第 1 項第 4 号及び第 3 項(第 6 号から第 8 号まで) 〔金融機関等の特定取引〕	犯罪収益移転防止法別表第 2 条第 2 項第 40 号に掲げる者の項	
	第 15 条第 1 項第 3 号ロ 〔少額の取引等〕	犯罪収益移転防止法第 7 条第 1 項	
	上記以外の改正規定		対象外(※ ³)
附則第 4 条 (インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正)	第 1 条(第 24 号) 〔児童の健全な育成に障害を及ぼす罪〕	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 14 条第 1 項	
附則第 5 条 (海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正)	第 5 条(第 47 号) 〔人の生命又は身体を害する罪等〕	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成 25 年法律第 75 号)第 7 条第 2 号ル	

※³ 附則第 3 条中犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成 20 年政令第 20 号)に係る改正規定のうち、同令第 7 条第 1 項第 4 号及び第 3 項並びに第 15 条第 1 項第 3 号ロの改正規定以外の改正規定については、行政手続法施行令(平成 6 年政令第 265 号)第 4 条第 2 項第 2 号(形式的な変更)に該当するため、本件意見公募の対象ではありません。